

農産物検査業務規程

(有) まるきん農林 代表取締役 堀 金吾

第1章 総 則

(総 則)

第1条 (有) まるきん農林 (以下「本会」という。) が農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。) 第2条第5項の登録検査機関 (以下「登録検査機関」という。) として行う同条第1項の農産物検査 (以下「農産物検査」という。) に関しては、この規程の定めるところによる。

(農産物検査の方針)

第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。
- 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第3条 本会は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

- 2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第2章 農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び終業時刻)

第4条 農産物検査を行う時間は、8時00分から17時00分までとする。(休憩時間は12時00分から13時00分まで)

- 2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

(休日)

第5条 休日は次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 12月28日から翌年1月3日まで
- 三 その他代表取締役が特に必要と認めた日

2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本会は、国内産玄米について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本会は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 本会が品位等検査を行う区域は、兵庫県とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
(有) まるきん農林	丹波市青垣町中佐治 690 番地 2
(有) まるきん農林ライスセンター	丹波市青垣町中佐治字掛田 735 番地 1

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所(以下「検査場所」という。)を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員(以下「農産物検査員」という。)の数は、次に掲げるとおりとする。

事 務 所		検 査 場 所		農産物検査員数
名 称	所在地	名 称	所在地	
(有)まるきん農林	丹波市青垣町中佐治 690 番地 2	(有)まるきん農林 ライスセンター	丹波市青垣町中佐治 字掛田 735 番地 1	6 名
		井関昭二農舎	篠山市西吹 568 番地	
		浅葉悦二農舎	丹波市山南町谷川 1456 番地	
		笹倉太平治農舎	多可郡多可町加美区 奥荒田 13 番地 1	
		早瀬智康農舎	丹波市市島町東勅使 1349 番地 2	
		俵晴海農舎	丹波市青垣町田井縄 367 番地 8	
		石田成正農舎	篠山市大上 1 番地	

第 4 章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第 11 条 農産物検査は、第 25 条第 1 項の規定により代表取締役が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- 一 検査試料の採取業務
- 二 量目に係る検査における計量業務
- 三 農産物検査法施行規則第 10 条第 3 項の検査証明の押印業務

(農産物検査の請求の受理)

第 12 条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者から別記様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、農産物検査を行うものとする。

2 本会は、農産物検査に当たっては、あらかじめ検査計画を策定するとともに、請求の受理に当たっては、その内容を十分確認するものとし、検査請求者の代理人が検査請求を行う場合にあっては、検査請求者からの検査請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で別途、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされているこ

とを確認するものとする。

- 3 本会は、特別な理由がない限り、請求の受理を拒否することができないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を請求者に通知するものとする。
- 4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

(農産物検査の受付の条件)

第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物でなければ、農産物検査を行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合

- 2 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

(水稲うるち玄米)

道府県	品 種
兵庫県	きぬむすめ、ヒカリ新世紀、ハナエチゼン、ミルキークイーン あきたこまち、みつひかり、夢ごこち、フクヒカリ、かぐや姫 夢の華、あきだわら、にこまる、たちはるか

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、兵庫県知事（以下「知事」という。）に報告するものとする。

(受検のための準備)

第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）
- 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- 三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

(検査試料の採取)

第15条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

(農産物検査の業務の実施方法)

第 16 条 農産物検査員は、規則第 16 条に規定する機械器具及びその他の設備（第 33 条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第 17 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。

(農産物検査の結果の通知)

第 18 条 農産物検査員は、検査格付結果通知票（様式第 3 号）により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。ただし、検査証明書を交付する場合は、検査証明書をもってこれに代えるものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第 19 条 本会は、検査台帳を作成し、5 年間保存するものとする。

第 5 章 検査手数料等

(検査手数料)

第 20 条 検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。（消費税は含むものとする。）

一 国内産玄米

イ 30 キログラムを超え 60 キログラム以下の包装のもの 1 包装につき 60 円

ロ 30 キログラム以下の包装のもの 1 包装につき 30 円

(検査手数料の収納方法)

第 21 条 検査手数料は、現金により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、郵便振込若しくは銀行振込により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第 22 条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第6章 農産物検査を行う組織

(組 織)

第23条 本会の農産物検査を行う組織は、別紙のとおりとする。

(代表取締役の責任)

第24条 代表取締役は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(農産物検査員の任命)

第25条 代表取締役は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

- 2 代表取締役は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。
- 3 代表取締役は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第26条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

- 2 農産物検査員は、代表取締役及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。
- 3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、代表取締役が指定する研修を受講しなければならない。
- 4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第27条 代表取締役は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第28条 代表取締役は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。

- 2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(不適切な行為の防止等)

第 29 条 代表取締役は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 代表取締役は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに知事に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(知事又は国による調査の受け入れ)

第 30 条 本会は、知事又は国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第 31 条 本会は、生産局長又は地方農政局長が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第 27 条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で代表取締役を補佐する。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

第 32 条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等の保守点検)

第 33 条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

(等級証印及び農産物検査員の認印の管理)

第 34 条 本会は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するものとする。

2 農産物検査員の認印の使用は、次のとおりとする。

- 一 農産物検査の証明に関する事項
- 二 農産物検査結果の通知
- 三 受検申込書の検査員確認欄
- 四 事前に行う紙袋の証明欄の年産訂正
- 五 事前に行う包装に貼り付けた票せんへの割印

(等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等)

第 35 条 本会の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに代表取締役へ報告するものとする。

2 代表取締役は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。

(農産物検査の結果の報告)

第 36 条 代表取締役は、法又は法に基づく命令の定めるところにより知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

(その他)

第 37 条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に代表取締役が定めるものとする。

制 定 この規程は、平成 16 年 8 月 17 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 20 年 8 月 15 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 24 年 8 月 15 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 25 年 8 月 15 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。
一部改正 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。